

# 介護保険負担限度額認定の更新手続きおよび適用条件の見直しについて

現在、介護保険負担限度額認定証(水色の証)をお持ちの方は、毎年更新の手続きが必要となります。介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、介護保険施設入所時やショートステイ利用時に、食費・居住費の負担軽減を受けることができます。

## 更新手続きをお忘れなく

介護保険負担限度額認定証の有効期間は毎年7月31日までです。5月末日時点で認定を受けている方には、6月中旬に更新のご案内と申請書を送付します。8月以降も利用を希望される場合は、申請書を記入の上、期限までに提出してください。

▶提出期限 7月31日(日)

※提出期限後も申請を受け付けますが、適用は申請受付月の1日からとなります。

## 8月から適用条件が見直されます

現在、利用者負担段階の判定に用いる年金収入は課税年金収入のみですが、8月からは非課税年金(遺族年金と障害年金)収入も含めて判定することになります。現在、利用者負担段階第2段階の方で、非課税年金を受給している方は、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

※負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

## ▶負担軽減の適用条件

- ・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市県民税を課税されていない。
- ・預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下である。

## 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 ・老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入(遺族年金と障害年金)の合計が年間80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入(遺族年金と障害年金)の合計が年間80万円を超える人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります。

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

## 公園で若返り! パワーアップ教室

▶日時 6月21日(火)・29日(水)、7月4日(月)(全3回) 午後1時30分～3時30分

▶集合場所 コミュニティセンターみずしろギャラリー

▶内容 水城公園内の健康器具を活用した運動や、園内をウォーキングすることで体力の維持・向上を図る  
※雨天の場合は、コミュニティセンターみずしろ1階ギャラリーで実施

▶講師 健康運動指導士

▶対象 市内在住で65歳以上の方(医師の指示により運動制限などのない方)

▶定員 15人

▶申し込み・問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

## 平成28年度埼玉県介護支援専門員実務研修受講試験の案内を配布します

▶配布期日 6月30日(木)まで

▶配布場所

- ・市高齢者福祉課および市社会福祉協議会
- ・県高齢者福祉課および県福祉事務所
- ・県社会福祉協議会(彩の国すこやかプラザ)

▶その他 受験を希望する方は、試験案内を参照の上、申し込みください。

▶問い合わせ 県社会福祉協議会研修開発部ケアマネージャー業務課 ☎048-824-3111(試験専用)

## 行田市ひとり親家庭等児童養育手当の申請はお済みですか

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭の父もしくは母、または父母に代わって養育している方に「行田市ひとり親家庭等児童養育手当」を支給しています。

手当を受けるためには申請が必要ですので、まだ申請をされていない方は子ども未来課で手続きを行ってください。

▶対象 本市に住居登録している方で、次のいずれかに該当するお子さんと同居し、監護している保護者(養育者含む) ※生活保護受給世帯は対象外  
(1) 父もしくは母または父母の双方が死亡したお子さん  
(2) 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん  
(3) 母が婚姻によらずに出産したお子さん

▶支給額

【(1)の場合】お子さん1人につき月額6,000円

【(2)または(3)の場合】お子さん1人につき月額3,000円

▶支給時期 手当は年3回、3月・7月・11月に4カ月分まとめて支給します。

▶所得制限 支給にあたっては所得制限を設けており、保護者の市民税額が非課税もしくは均等割額のみ課税となっている方に対して支給します。

▶その他

- ・申請をした月から手当の対象となります。
- ・既に手当を受けている方で、平成28年4月に小学1年生になったお子さんがいる場合、そのお子さんの申請が必要となります。申請がお済みでない場合は、速やかに手続きをしてください。

▶問い合わせ 同課給付担当(内線292)

## 介護保険で新しい地域密着型サービスの提供が始まりました

4月から、介護保険の地域密着型サービスの一つである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」の提供が本市で始まりました。

このサービスは、要介護認定(要支援を除く)を受けながら在宅生活を送る方に対し、訪問介護サービスと訪問看護サービスを組み合わせて提供するサービスです。定期的に一日複数回の介護サービスや訪問看護サービスを受けられる他、利用者からの通報を24時間365日体制で受け付けているため、緊急時に必要な訪問を受けることができます。

暮らし慣れた自宅で24時間安心して生活を送ることができるこのサービスは、社会福祉法人清幸会緑風苑が提供します。利用にあたっては、同施設または担当のケアマネージャーにご相談ください。

▶問い合わせ 同施設 ☎557-2760 または高齢者福祉課介護保険担当(内線277)



## 中学生までのお子さんを育てている皆さんへ児童手当現況届の提出をお願いします

現在、児童手当を受給されている方は、6月中旬に「児童手当現況届」の提出が必要です。該当する方には、現況届のご案内を送付しますので、必ず6月中旬に提出してください(公務員の方は、勤務先で手続きを行ってください)。

▶受付日時 6月13日(月)～30日(休)午前9時～午後5時(土曜日を除く) ※日曜日は正午まで

▶受付場所 市役所1階ロビー、南河原支所

▶対象 中学生までのお子さんを養育している方 ※子どもが施設に入所している場合や里親などに預けられている場合は、その施設の設置者や里親など

▶持ち物

- ・現況届
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・受給者本人の健康保険証の写し(国民年金加入または年金未加入者は、保険証の写しは不要)
- ・受給者および支給対象児童の在留カードまたは外国人登録証の写し(在留カードまたは外国人登録証をお持ちの方)
- ・平成28年度所得課税証明書(平成28年1月2日以降、本市に転入された方のみ)  
※平成28年1月1日時点で住んでいた市町村の税務担当課でお取りください。

▶支給金額 【3歳未満】月額15,000円(一律)  
【3歳以上小学校修了前】月額10,000円(第3子以降は15,000円)  
【中学生】月額10,000円(一律)

▶所得制限 所得金額が一定以上の場合は、児童1人につき月額5,000円が支給されます。

▶注意 現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当を受給することができません。

▶その他 郵送による提出も可能です。

▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)

## 多子世帯学校給食費給付事業を実施します

市では子育て支援を推進するため、小・中学校に通うお子さんが3人以上いる保護者の経済負担を軽減する「多子世帯学校給食費給付事業」を実施します。

▶対象 次の条件に全て該当する方

- ・市内小・中学校または埼玉県特別支援学校小・中学部に在籍している児童・生徒が3人以上いる保護者であること
- ・給付を受ける3人目以降のお子さんが市内小・中学校に在籍していること
- ・保護者と児童・生徒が市内の同じ住所に住んでいること
- ・全てのお子さんに関わる学校給食費の未納がないこと
- ・生活保護や就学援助などの公的扶助を受給していないこと

▶申請方法 学校を通して配布される申請書に必要事項を記入の上、3人目以降のお子さんが通う学校に提出してください。

▶問い合わせ 学校給食センター ☎553-1114